

記載要領等	相続税の申告書第5表の付表 配偶者の税額軽減額の計算書（付表）
-------	------------------------------------

《記入に当たっての留意事項》

この表の記入に当たっては、各記載欄に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。

- 1 この表は、期限後申告書の付表として使用する場合には、その期限後申告書の記載に基づき、また修正申告書の付表として使用する場合には、その修正申告書の記載に基づいて記入します。
- 2 この表を修正申告書の付表として使用する場合には、④、⑤及び⑦の各欄、⑪、⑫及び⑭の各欄並びに⑲、⑳及び㉑の各欄は、これまでの隠蔽又は仮装した事実に基づく金額を含めた累積金額により記入します。
- 3 ④、⑪及び⑰欄に記入する金額の基となる財産に対応することが明らかな申告されていなかった債務がある場合には、その債務の金額をその財産の価額から控除した金額を記入します。
- 4 隠蔽又は仮装した財産が、相続時精算課税の適用を受ける財産（令和6年1月1日以後の贈与によって取得したものに限ります。）である場合の④欄に記入するその隠蔽又は仮装した財産の金額は、その隠蔽又は仮装した財産を贈与により取得した日の属する年中に被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額からその年分の相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額が限度となります。